

(様式第2号)

## 会 議 録

令和5年2月13日作成

会 議 の 名 称	第7回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和4年11月14日(月) 午後1時30分から午後2時29分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	可・ <input type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	0名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

# 第 7 回 島 本 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 日 時 令和 4 年 1 1 月 1 4 日 (月) 午後 1 時 3 0 分 から 午後 2 時 2 9 分

2. 場 所 島 本 町 役 場 3 階 委 員 会 室

3. 議 事 日 程

## 【報告】

- ①農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について
- ②農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について
- ③農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について
- ④農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について
- ⑤農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出書について
- ⑥農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出書について
- ⑦農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出書について

## 【審議】

- ①農地パトロール (利用状況調査) の結果について

4. 出 席 者

(委 員)

会長	大西 義雄	会長代理	西田 尚弘	委員	井上 謙一
委員	小川 良子	委員	柏原 縁	委員	木村 修
委員	清水 正純	委員	下村 清次	委員	高山 一郎
委員	田中 幸造	委員	中村 清司	委員	藤原 弘
委員	好本 勲				

(事 務 局)

局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一	係長	内山 蔵人
担当	大森 隆雄	担当	木村 圭佑		

5. 欠 席 者 0 名

6. 傍 聴 人 0 名

農 業 委 員 会 会 長

大 西 義 雄

<p>事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまから第7回島本町農業委員会を始めさせていただきます。恐れ入りますが、着席にて進行させていただきます。</p> <p>本日の案件でございますが、報告案件が7件。審議案件が1件となっております。事前に資料は、郵送させていただいております。本会会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願いします。</p> <p>大西会長、お願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まり願いましてありがとうございます。</p> <p>先月の10月18日には、大阪府の農業委員の大会がございまして多くの方が出席して、私たちも木村委員が永年表彰ということでいただきました。改めましておめでとうございます。</p> <p>この間、しばらく委員会もございませんでしたけれども、その間は、皆さん方もいろいろあったことをお願いしたいと思っておりますので、今日は7件の報告と1件のパトロールの審議案件ということがございます。また、コロナのほうも第8波とも言われておりますので、できるだけ早く終わりたいと思っておりますのでよろしくご協力をお願いいたしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案に入る前に委員の出席状況について報告いたします。委員13名中、出席委員13名で欠席はございません。会議規則第7条の規定により、本日の農業委員会は成立しておりますことを、ご報告申し上げます。</p> <p>次に、本日は傍聴者はありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>傍聴者はおられません。</p>
<p>議長</p>	<p>傍聴者がいないようですので、議案に入ります。</p> <p>それでは、報告案件は7件ございますが、一括して事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出で、相続により権利を取得した案件として4件をご報告させていただきます。</p>

まず、1ページ目でございます。本件は、青葉1丁目が1筆、大字桜井が1筆、桜井1丁目が1筆、桜井2丁目が2筆の農地について相続があり、所有権が移転された旨の届出でございます。

続きまして、7ページをお開きください。

本件は、大字東大寺の1筆の農地について相続があり、所有権が移転された旨の届出でございます。

続きまして、10ページをお開きください。

本件は、桜井4丁目の2筆の農地について相続があり、所有権が移転された旨の届出でございます。

続きまして、13ページをお開きください。

本件は、尺代が15筆、東大寺2丁目が2筆の農地について相続があり、所有権が移転された旨の届出でございます。

以上が、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

続きまして、21ページをお開きください。

ここからは、農地法第4条第1項第8号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分のものとして他の目的に転用するもので、案件としては1件ご報告させていただくものでございます。

本件は広瀬2丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたものでございます。長屋住宅の建設のため、転用する予定となっております。

以上が、農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。

続きまして、28ページをお開きください。

ここからは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分以外のものとして他の目的に転用するもので、案件としては2件ご報告させていただくものでございます。

本件は、広瀬1丁目の3筆の農地について、転用の届出が提出されたものです。転用目的は戸建住宅となっております。

続きまして、34ページをお開きください。

本件は、山崎4丁目の3筆の農地について、転用の届出が提出されたもので、転用目的は戸建住宅となっております。

以上が、農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。

以上、各報告案件についてご説明させていただきました。

なお、各案件について、委員の皆様から事前にご質問等はございませんでした。

簡単ではございますが、事務局からのご報告は以上でございます。

議長

ありがとうございました。

1番から4番までが農地法第3条、いわゆる相続関係、譲渡があったと連絡があったということでございます。

	<p>5番目が第4条で、農地転用ということで長屋住宅を建てられると、所有者が変わられるということです。</p> <p>6番、7番が第5条、農地法第5条につきましては、譲渡して買ったところは、その農地を提供して、この内容を見ますと、加工したり、調整したりといった内容でございますが、全て届け出案件でございます。</p> <p>何かございましたら。</p> <p>■■■委員。</p>
委員	<p>報告6番の件ですけれど、この場所には水路があったはずなんやけれども、これはどないなっているのかなと思って、それだけです。</p>
議長	<p>事務局、答弁を願います。</p>
委員	<p>下の6番。</p>
議長	<p>何ページ。</p>
委員	<p>28ページ。</p>
事務局	<p>農地転用などの受付時にそういったものに関しては、各自で対応するようにしておりますけれども、詳細のほうは、事務局のほうも細かいことは聞いておりませんので、また、こちらのほうから、業者のほうに確認をして、ご報告させていただきます。</p>
議長	<p>■■■委員、29ページの図面でいくと、その辺は分かるの。</p>
委員	<p>大体分かりますけど。</p>
議長	<p>ちょっと口で言ってくれる。</p>
委員	<p>ずっと左側のほうで、ずっと付いていたので元は、ポンプ小屋まで。</p>
議長	<p>JRの山手かな。</p>
委員	<p>そうです。</p>
議長	<p>JRの山手のほうかいな。</p>

委員	1丁目やけれどね、場所は。
議長	はい。
委員	今度開発されたところで、元あった水路を付けてくれはるのか、付けてくれはれへんのか、これでは分からんからね。
議長	この黄色枠で囲んでいるところ、広瀬1丁目の。
委員	そう。
議長	ここの中に、何か書いてあるやんか。名前が■■■さんとか、書いてあるやん。
委員	はい。
議長	この周辺の地域。
委員	そこにずっとあったわけや。今度、またこんなのを開発しはって、水路がのうなったらかなわんからね。
議長	そうそう、農地が残るんやな。
委員	農地は残ります。
議長	それやったら、絶対にいるやん。
委員	この図面では、どこに付くのか分からんからね。うちのものやと思って、のうなったらかなわんしなと思って。
議長	そうしたら、これは地元の農業委員さんに、それは■■■さんか。
委員	はい。
事務局	事務局から、補足で説明させていただきますけれども。 開発とか行う場合は、水利組合と業者が調整した上で行いますので、調整結果につきましては、事務局では現時点では把握しておりませんので、それにつきましては、後で調査をいたしまして、また、■■■委員、もしくは

	<p>は次の農業委員会のほうで報告のほうをさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p>
委員	<p>それで結構です。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>そうしたら、至急に業者にあたってもらって、その結果を■■■■委員さんのほうに報告してもらって、その結果を次の農業委員会で報告してもらおうという。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>そういうことで、よろしいか。</p>
委員	<p>はい、それで結構です。</p>
議長	<p>よろしいですか、皆さん。</p>
委員	<p>結構です。</p>
議長	<p>よろしくお願いたします。 次に、何かございませんか。よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>それでは、特に発言がないようでございますので、報告1号につきましては、質疑を終結し報告を受けたものとします。 報告案件の議事が終了しましたので、審議案件に入ります。事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>審議案件①「農地パトロール（利用状況調査）の結果について」を資料に添ってご説明させていただきます。 それでは、41ページをお開きください。 皆様のご協力をいただきまして、10月20日から10月31日にかけて、各地区で農地パトロールを実施いたしました。また、昨年度に</p>

遊休農地として指定された農地は、尺代の1筆で合計面積は■■■■㎡となっております。

42ページから47ページまでが、農地パトロール実施日の写真でございます。

まず、42ページをお開きください。

尺代の写真ですが、下の写真が前年度に遊休農地として指定されている箇所でございます。当該農地につきましては、依然として草木が生い茂っている状況でございます。当該農地につきましては、引き続き遊休農地として指定するかどうか、後ほど審議いただきたいと思っております。

続きまして、46ページに行ってくださいまして、46ページの下の写真でございます。

こちらは3筆がつながっております。この農地に入るためには川を渡る必要がありますが、川を渡るための鉄板が老朽化し、破損し取り除いたこともありまして、川を横断することが非常に困難な状況となっております。この3筆につきましては、詳しい状況を後ほど藤原委員にご説明いただきたいと思っておりますが、遊休農地に指定するかどうかの検討が必要になると思われま。

また、山崎地区においては、山崎1丁目におきまして、雑草が伸びているところがございますが、所有者の方が定期的に草刈りを行っておられるようですので、一定の維持管理はされているものと考えられます。

そのほか、高浜地域においては、現在、本町でも一番農地の多い地区となっていることから、一段のまとまりとして農地がよく管理されているという印象を受けました。

また、広瀬・東大寺地区におきましても、市街化農地としてよく管理されておりまして、遊休農地に指定すべきものはないものと考えております。

その他の地域につきましても、新たに遊休農地に指定するような農地はないと考えております。

事務局からは、以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明のありました案件について、各地区の農業委員から補足説明をお願いしたいと思っております。

まず、私から尺代の補足説明をさせていただきます。ただいま、説明がありましたように、昨年度もございました遊休農地ということで1点がございます。

その他については、ほとんどがファミリー農園でやられておりまして、ないのですけれども、この所有者につきましては、ずっとこのままの状態



	<p>で、過去にこういうふうには休耕しなさいという制度が、昭和の何年か当時はあったのですけれども、その時に遊休をやられてそのままずっとつながっているというようなので、ほかの人は貸し農園というそういう切り替えてやっておられるのですけれども、その方は貸すこともしないということで、どうも聞かない人。</p> <p>私のほうからも、願いをしているのですけれども、高齢者でもあるしほとんどできないので、息子さんもやる気はないし、貸すこともできないということで、特に周りに迷惑をかけているということではないので、このまま置いているといったところが、尺代の状態です。</p> <p>その他につきましては、上のほうは尺代の特に住居があり、集落ができていますけれども、この前はもう全てが集まっている状態で、ほとんどこれらはファミリー農園で、下のほうから上がってこられてやられているといった状態でございます。</p>
議 長	<p>それでは、次に大沢地区、何か補足説明があったらお願いします。</p>
委 員	<p>今、大西さんがおっしゃったとおり、46ページの下ですね。これですけれども、去年は見回りは何とか行けましたけれども、今年は橋が危なくなっていて落ちて道がないのですね。</p> <p>それで、回り道を考えても、沢を降りていかなあかんし、どうしても無理やというので、一応遊休農地とさしてもらったような格好ですねんけれど。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>そうしたら、順番を間違ひまして、広瀬地区やな。中村さん、すいません。私が順番を間違ひて、大沢に行ったので。広瀬地区を代表して、中村委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>広瀬地区ですが、田んぼも家の間で、あっちに1つ、こっちに1つという格好になっていますけれど。</p> <p>今のところは、耕作されたり農園にされたりしておりますので、なしということですので。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは引き続きまして、高浜地区の報告を、好本委員からお願いします。</p>
委 員	<p>高浜地区ですけれども、遊休農地とか耕作されていないという農地は、見</p>

<p>議 長</p>	<p>受けられませんでした。特に事務局の説明に対して、異議はありません。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、東大寺地区の報告を、井上委員からお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>東大寺地区はありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、桜井地区の報告を、清水委員。</p>
<p>委 員</p>	<p>47ページに載っています上の写真。ここはちょっと問題があるかなということ、高架の上から見ていたのですけれども。なんでかということ、ここらが除草剤を撒いたのか分からないけれども、かなり半分以上草の状態、これやったら、ちょっと稲刈りができひんなどという状態が見受けられました。</p> <p>あと、これをどうしはるのかなと思って、ちょっと様子を見ておいたら、草だけを手でまず刈って、あとはコンバインで処理されましたので、稲刈りの状態でこの写真の手前のほうは、ほとんど草です。奥のほうは、ちょっとだけ株が残っている感じで、ちょっとひどい状態で推移していたのでちょっと心配はしていました。</p> <p>今のところはその状態で処理されましたので、問題はないかなと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>この写真は、刈った後やな。</p>
<p>委 員</p>	<p>そうです。</p> <p>それと、ちょっと違うことなのですからけれども、桜井地区は、今は開発がかかって、ほとんど農地が2年ほどないような状態で、あとは今の写真のところと■さんところ、あそこに2反ほどあるのかなということやね、今はこの状態になっているのだけれども。</p> <p>御所池の下、高架の下、あそこを農地農園にしてまして、そこで畑と田んぼされる方がたくさんおられますので、その分がちょっと増えるかな、来年はね。</p> <p>どういうふうにされるかというのを、ちょっと様子を見て、また、来年度は報告したいとそう思っています。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは引き続いて、山崎地区の報告を、木村委員からお願いします。</p>

<p>委員</p>	<p>最初に事務局のほうからご説明がありました。写真ですとこのようにこういうところがね、ここは誰が田んぼをしてもちょっと耕作しにくいですね、全体的に囲まれて。そう言って土地を売ると言ってもできないのが現状、周りが売らん限りね。</p> <p>ただ、持ち主にはやはりこのままやったら困りますよということで、私は、このときは半年ほどこの仕事で、組合に行ったり、なんやかんやしたたのです。</p> <p>やっとなら9月ごろから、ちょっと体調がよくなったのか知りませんが、ぼちぼちと耕作されて作りだしましたので、そのままにさせていただきます。後半、引き続き情報共有いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>もし何かあったら、会長に言ってください。私も、行って見てお話をしたいと思います。お願いしますと。ご苦労さまでございます。</p> <p>以上で、農地パトロールの報告、補足説明があったわけですがけれども、本件について、ご意見、ご質問がありましたら、まずお受けしたいと思います。</p> <p>特に、現在指定している尺代の1筆ですね、去年から私が言っているのですけれども。それと今言われた、桜井と大沢、その3筆を遊休農地にするかどうかということも合わせて、ご意見があったらお受けしたいと思います。どういう扱いをしたらいいとかね、文書でお願いするということもあるし。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>今、個人的に管理地として、今まで田んぼやっていた人に、農地を移転しています。その土地に対して、その地権者が後をどういうふうに使いはるか、これは個人情報なので、組合としてもそれをどういうふうにするのか聞くこともできないし、ちょっとだから半年ほど待って、2月に終わる。2月に入って、どういう取組をされるのかちょっと聞いて、またこの委員会のときに、報告させてほしいなと思っています。</p> <p>だから、農地ゾーンを一応作っていますけれども、そこは確実に農地として換地されて、あとのところですね。都市計画に入っている、その自分の土地をどういうふうに使われるのか。だから、今言っている、農園にされて使用されるとなったら、草も生えないでいいのですけれども、例えば、その状態で放つとかれたら草がぼうぼうになってくる、それをまた指導していく、だからしてもらわないといかん、ということで考えています。</p>

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>要するにおさらいすると、その開発されている農地農園については、農地として残るのでしょうか。</p>
委 員	<p>そうです。</p>
議 長	<p>地目も農地でしょう。</p>
委 員	<p>そうです。</p>
議 長	<p>それは心配ない。</p>
委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>それ以外のところやな。</p>
委 員	<p>そうです。</p>
議 長	<p>それ以外のところが、農地になるのか、こっちにしたら分かんいうことやな。</p>
委 員	<p>農地としては多分ならへんと思うけれども。宅地になって、そのまま放っておかれへん。</p>
議 長	<p>宅地にして、草がぼうぼうになるとかいうことやね。</p>
委 員	<p>そうそう。</p>
議 長	<p>地目は、完全に宅地になるんやろう。</p>
委 員	<p>宅地になりますよ。</p>
議 長	<p>そうなると、農業委員会から離れるけれどね。ちょっと事務局、何かあったら補足してください。</p>
事務局	<p>今、組合のほうと西側の開発に関しての一斉の農地転用の届け出の関係の詰めを今しているところでございます。今後、開発の区域一斉に転用</p>

	<p>の手続をいつするかというのを、ちょっと今詰めているところです。</p> <p>その話を固まった段階で、改めてこちらでご説明をさせていただきますので、その議論の中で今おっしゃったご意見のようなものをいただいたら、また、組合であったりとか地区の方々に、そういうご意見があったということでお返すすることもできるかなと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、分かりました。よろしいですか。</p> <p>事務局、参考までに、今現在農地があって、例えば10ヘクタールあって、計画に8ヘクタールかかってくるのかという、そういうのは概算は分からない。</p>
<p>委 員</p>	<p>それは全面的に同じような利用されるような形。今、要は組合とかでは10月の頭ぐらいに、要は農地としてやってくださいよということ、早い目にやって。今は耕作、草が放置になっている。一部の方が今はもう種をおろして、農地として。多分今度農業祭をやるから、種を撒きはったかな。</p> <p>だから、畑として、これをかくような形でされている。あとの人は、今、自分はどうかと耕作の最中です。だから、全面的な部分に対しては、耕作されると思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>それは事務局は分からない、大体さっき言ったそんなこと、農地がうちでなんぼ農地が残っているのか、それは分かるの。</p>
<p>事務局</p>	<p>各地権者がどういった形で、今後活用されるかという、一つずつの方向性は分からないのですけれども、区画整理事業の全体のエリアとしては、今おっしゃった御所ヶ池の東側から桜井幹線の間のところは農住ゾーンといいまして、農地をされる方もいらっしゃったら宅地として転用されるかもしれないという将来的にはそういう可能性があるゾーンと、それと御所池の南の部分のところも同じような形で、転用の可能性はあるものの農地として続けられるところもあるかもしれないというところで、それぞれが1ヘクタールずつぐらいですかね。のところが、農地が残る可能性がある、それ以外のところは基本的には転用されるのですけれども、各個人がどのタイミングで建物を建てられるとかというのは、それぞれの地権者のご意向によって時期がずれてくれるということなので、その段階ですっと放ったらかしにしていたら草が生えたりして、営農環境が悪くなる可能性もあるよということかなと思いますので、その辺はまた改めて地域の方々とお話をできる機会があればお伝えさせてもらおうかなと思っています。</p>

<p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ほかに何かございますか。</p> <p>ないようでしたら、先ほどの遊休農地について、尺代の件については、前年度から遊休農地にしていますけれども。あと、桜井、先ほど清水委員が言われた件ですね、今はきれいになっていますけれども。それから大沢の鉄板がどうのこうのと言われた1件について、追加するか。それとも尺代のこの1筆でいくか、事務局は何か考えがあったら教えてもらえればなと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局といたしましては、前年どおり尺代の1筆と、大沢のところは、今のところ明らかですので、大沢の3筆と尺代の1筆でと考えてございました。</p> <p>桜井の場合は状況もありますので、今回は見送りでもいいかなと考えていました。</p>
<p>議 長</p>	<p>というのが、事務局の尺代のもともとの1筆と大沢の3筆を考えていた。そこは何ほどの農地なの。あんまり多かったら、大沢は面積がどれぐらいやったか。</p>
<p>事務局</p>	<p>面積につきましては、正確な値については今すぐには申し上げられないのですが、500から600㎡という数字を考えております。</p>
<p>議 長</p>	<p>そうすると、尺代も入れたら700㎡ぐらいになるの、合計は。</p>
<p>事務局</p>	<p>合計でいうと、738㎡となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>大きいな。大沢のほうは遊休農地はどうもできないな、やはり。地目を変えるあれもあれへんな。例えば、山林に変えるとか農地を、そういうこともやられないのですね。雑種地に変えてしまおうとか、戻らへんねやったらね。田んぼの真ん中やったらやってないわ。だから端っこのほうでね、そういうふうにしはることになってくるねん。固定資産税の関係もあるし。事務局としては、その3筆と尺代も入れて、738㎡。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>やむを得ないということやな。よろしいですか。</p>

委員	大沢の写真、上と下のやつはどのあたりなのか。下が、橋がどうのこうのというのは、どこにかかっているの。
事務局	下の写真につきましては、その手前のところに橋が架かっております。
委員	石垣があるやろう。
事務局	石垣がある手前のところに川がございまして、その手前のところに橋が以前はかかっていた状況だったのです。ただ、今回に関しては、老朽化が進んだために取り外してしまいまして、今は渡河するのは難しい状況になっております。
委員	この上の写真は、どこの地区、大沢やなこれ。
事務局	上の写真も大沢地区の写真となっております。
議長	これは入ってないですね、下の話な。
委員	全然、土地が違う、上と下。
事務局	そうですね、上と下とは別の土地の話になりまして、下が遊休農地の3筆の話となります。
議長	尺代のほうはね、全然貸すのが一切あかんと。大沢のほうは知らんけれども、藤原さんのほうでこの所有者がね、私はたまたま橋がないからできないと言うのだったら、橋を設置してあげたらええわけやな。
委員	はい。
議長	それから、例えば高齢でできないと、そやけど人に貸すことができるのやったら、例えば大沢は遠いけれどもファミリー農園でやってあげるとか、そういうことを紹介するといったことで遊休地をなくすといったことができないかとかということをして、遊休農地にしない。一切、何もしないで遊休農地ということについては、農業委員会としては、これはまずいわ。場合によっては農業委員さんが、それを手伝ってあげるというところもあるからね。

委員	そんなことまで言ったら、大沢は挙げる必要はないのと違うかな。
議長	<p>僕はその所有者がどんな方か分からないので、そやからそういうふうのはあきませんでというのなら、もうあかんけれどね。もし、そういうのがあるのやったら、みんなでカバーし合うと、農業委員会がね。あるいは、町を介すという方法もあるし。</p> <p>そやから、その所有者に言うねん、尺代の人やったら言ってあかんということやからあかんわ、権利の問題でね。これは時間があつたら、事務局、参考にしたらどうや。</p>
事務局	<p>ここの農地については、何年か前にも、一回遊休農地に指定されて、その後、改善があったので遊休農地ではなくなって、また、この橋の問題で整備ができてない状況ということになっています。</p> <p>この地目をどうするかとかそういう大きな話の前に、まず、所有者の方等とお話をさせていただいて、今後どういうご意向があるかとかいうのも改めて調べさせていただいた上で、進めさせてもらおうかなと思っております。ただ、今の状況を考えると遊休農地であるというふうに認めざるを得ないのかなと思っていますので、事務局としては一旦指定させていただこうと考えておりました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	どうですか。
委員	ちょっと様子を見たら。
議長	だから今回は、前回どおりにしておいて、昨年どおり。その後1年見て、また来年もこうやったら遊休農地であげたら、いう方法もあるしね。事務局の言うとおりに遊休農地にしてしまう、そういう方法もある。
委員	今年、その橋を架け替えするみたいなのです。そうしたら、行き来が可能になるかも分からへんし。
委員	それやったらね。確かに、高槻に息子が出ているから、なかなかようせえへんと思うけれども。やかましく、言いますけれどね。
議長	それやったら、戻りやな。
委員	はい。



事務局	<p>それでは、橋を架けられるご意向もあるということであれば、今後、もう一度管理をされる見込みがあるということで、指定をしないという方法もあろうかなとは思いますが。</p>
委員	<p>一遍消したらどうや。</p>
議長	<p>いかがですか。橋を整備したら、できるということやったら。橋を整備するとか、あるいは大沢の委員さんもちよっとお手伝いしてあげて、それにするとかしていかな、協力し合わないとかかんよね。</p> <p>そういう扱いでいかがですか。どうですか。</p>
委員	<p>賛成</p>
議長	<p>何か意見。■■■さん、意見ある。</p>
委員	<p>いやいや、それで。</p>
議長	<p>よろしいか。みなさん、どうですか。</p>
委員	<p>それで、いいのと違うかな。</p>
議長	<p>どうですか、■■■さん。</p>
委員	<p>今の意見でいいかなと思います。将来的に、まだ農地に戻る可能性のある間は、少し保留したほうがいいのではないかと思います。</p>
議長	<p>よろしいか、■■■さん。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>そうしたら、遊休農地につきましては、例年どおり、尺代の1件、今年度はやると。</p> <p>あと1点については、そういう橋がすぐにできないということやから、橋を修理したらできるということなので、そういうことをやってもらうということで、決定させていただいてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

議 長	<p>それでは、採決を取ります。尺代の1筆を遊休農地とすることに賛成の方、挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成により、現在指定されている尺代の1筆を、継続して遊休農地とすることといたします。どうもありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議案が終了いたしました。委員の皆さんから、その他はございませんでしょうか。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p>
事務局	<p>事務局から、1点皆様に連絡事項がございます。農業体験のことです。</p> <p>先般、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>委員から、小学校の農業体験以外に、農業体験の制度を整えることができないかのご相談がございました。それを受けまして、事務局では、他市の状況を確認しました。</p> <p>まず、吹田市のほうなのですけれども、農業体験の農地を管理するため、市の職員が2名で担当し、夏場は毎日30分～1時間程度作業を行っているほか、費用も委託料が50万円ほどかかっております。また、農家の方々の負担もかなり大きいとのことで回答がございました。次に、箕面市におきましては、箕面市農業サポーター制度という制度がございまして、ボランティアの方が農業体験をサポートする仕組みとなっているのですけれども、農業経験のない方がサポーターとして勤務することが難しい場合が多く、ゆずの収穫時程度しか受け入れ農家がないという状況であるということでした。</p> <p>そのため、本町が主体となって行うことは、人員・予算面だけでなく、利用者の確保も難しいと考えました。ただ、農業体験につきましては、農業振興の一助として素晴らしいものであると考えますので、本町でも実現可能なことを模索しましたところ、大阪府が取り組んでいる農業マッチング制度がございました。</p> <p>お手元の資料をご覧いただきたいのですけれども、「農業マッチング制度登録農業者大募集」という資料を皆様にお配りしております。こちらのほうに沿って、説明しますけれども、こちら農業マッチング制度は、新規就農を希望する方や農業体験等を希望する都市住民に対して、農業者の皆様による研修や体験を実施するものでございます。</p> <p>①農家の方の登録方法、②農業体験等の希望方法について記載しております。</p>

	<p>こちらのほうなのですけれども、令和3年4月より開始された新しい制度ではございますが、当制度の活用が進めば、町内の農業体験の推進につながると考えております。もし、ご興味のある方は、大阪府への登録等をご検討いただくとともに、各実行組合等にご周知していただけたら幸いです。もし、周知するために当資料が必要な場合は、事務局にご連絡いただきましたら、必要な部数をご用意いたしますのでご検討のほうをよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。農業体験に対して委員各位から、その他のご意見がございましたら、折角の機会でございますので、ご報告いただけたら幸いです。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、農業体験のお話がありましたけれども、これにつきまして、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>委員の思いなどがありましたら、今の内容についてご質問があったらお受けいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>もともと農業体験について相談させていただいたのは、私自身が小さいときからここに住んでいるのですけれども、小さいときは芋ほり体験とかさせていただいたりとか、田植えとか体験させていただいたりとかして、子供のときから割と農業と親しむ環境にいて、すごくそのときの体験を覚えているのがあったので、今の子供たちもそういう体験がだんだんできなくなっていきているのは、すごく気になっていて、そういう体験は農業をされている方々の協力がないとできないのですけれども、町としてとか農業委員会として、そういう体験を子供たちにさせていけないかなと思っていて、そういうことができないでしょうかということ、今年の多分年明けぐらいに、会長に御相談したのですけれども。</p> <p>例えば、高浜地区だったら、農地が結構あるので四小の子供たちが、夏休みとかに、草刈り体験でもいいのでそういうことができないかということ、ちょっとお伺いした流れで、こういう話が今事務局のほうで、話を今年上げていただいたというふうになったのですけれども。</p> <p>こういう町では難しいですけれども、大阪府ではあるという回答になるのですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね。もちろん、町内で独自のこういったボランティア制度とか、農業体験ができれば一番すばらしいことだと思います。しかしながら、このようなことを申し上げるのは良くないかもしれませんが、人員や予算の問題もございます。また実際に動いている箕面も農業のボランティ</p>

	<p>ア制度で動いているのですけれども、なかなか人が集まらない状況ということを知っています。</p> <p>そうした中で、大阪府というのは、そういった制度として整っております。また、大阪府がホームページにも載せていて、いろんな媒体を使ってアピールをしてくれていますので、いろんな方が来ます。また大阪府においては、農業を専門でやっている方々もいますので、コーディネートとかそういったことに関しても円滑にやってくれると考えます。もちろん町内でやるのが一番いいのですけれども、今回にしましては大阪府の制度を活用して、それを進めていくことによって、島本町内の農業体験を進めていければいいと事務局では考えております。</p> <p>補足なのですけれども。</p> <p>教育委員会と各地域の地権者の方が連携して、田植えの経験とかをされたケースも多分あるとは思うのですけれども、そういった形で学校の方でも田植えの経験をさせたいなど、地域の方でも協力したるでという方がもしいらっしゃったら、教育委員会に直接でも結構ですし、我々のにぎわい創造課のほうに言っていただいたら、その辺のマッチングという部分は可能性としてはあるかなと思います。</p> <p>第三小学校のところでも、前は桜井の西側のところでそういう体験がありましたけれども、区画整理でそういうのができなくなったというのがありますけれども。今後、農地がまた再開されて、わしは手伝ってもええやんというところが、もしいらっしゃったら、また連絡いただいたら、その辺の調整はさせてもらえたらなと思っておりますので、よろしく願いします。</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>ありがとうございます。ほかに何かこれに関して、ご意見はございませんか。ないですか。</p> <p>例えば、私は漁業組合が、これはどんなことをやっているかと言ったら、小学校4年生、4つ小学校あるでしょう。その4年生だったら、全員が、尺代で魚釣りをするので。</p> <p>第一小学校が100名を切れるかな、ほかはもう100名超えています。その人たち全員が、100名が魚釣りをするので。それで釣った魚を塩焼きをして、みんなおにぎりを持ってきて、お昼を食べて帰ると。その前に、島本町の山林とか、島本町の自然についても話題をちょっとお話をします。この川にはこういうのがあって、長さはこれだけですよとか、上流はこんなですよとか。4年生は、一生懸命勉強しています。</p> <p>それには、ようけボランティアの手がいるわけですよ。それは尺代の漁業組合の人、それから案内ボランティアというのが島本町にはあるのです</p>

	<p>よ。その人たちが、かなり10名以上来てくれます、それでやっています。それも一つの例ですけれどもね。</p> <p>魚やけれども、それが農業のほうで、そういった格好になったらいいわけでしょう、一つの例ですけれども参考にしてくれれば。第四小学校だけは、若山台までバスに乗って、ほかはみんな歩いて30分ほどだから来られています。</p> <p>ほかに、何かご紹介することがあったら。</p> <p>今、言われたように、桜井でも田植えの疑似体験とか、第三小学校の5年生やったと思うのですけれども、5年生を対象にそういう農業体験をさせていたのですけれども。開発でそれができなくなった。</p> <p>さっき言ったように、御所ヶ池の南側があそこがまだ畑の状態、今はしているのだけれども、そしたらそういう田んぼを貸してあげてもいいなということで、考えてる人もいてはるかも分からへんけれども、その辺はちょっと当たってみて。組合としては、まだどこの田んぼが誰かというのが全部把握できてないのですよ。なので、その辺が把握できて、そういう体験ができるゾーン、あんまり広がったらあかんで、ある程度の面積があれば、それに水をはって、田んぼするような状態で、小学校5年生ぐらいだったら、見られるなという感じで思っているのですけれども。</p> <p>今、現在、第三小学校やったら、夏休みに泥に稲を植えて、この間、それを刈ったというような状態で、ちょっとひいたので、それではちょっとさみしいやろうと。同じことをするのならば、たとえ田んぼの中に入って、その感触を味わって、稲刈りもして、そういう体験をさしてあげたいなと思ひようです。</p> <p>だからああいうところで、そういう体験ができたらいいかなと。だから組合もそういうことを言ったら動くから、町のほうもそういうような状況で、うまいこと話をできるなら、そういう状況でやってもらったら、我々としたらそれはいいかなということで、今までやって3年ほどできてあるので、そういうことをやりたいなという感じがするので、何か依頼があれば、積極的に行政も参加してほしいなと思ひますので。</p>
<p>委員</p>	<p>地域の方で、そういうのに関心がありそうな方が、もしいらっしゃったら、またお声かけをいただけたらなと思ひます。</p> <p>体験農園の過去のいろんな声を聞いていると、田んぼを持ってはる方は、たくさんの子供がきた時に畝が荒れたりとか、たくさんの子供を受け入れた時に、いろんなお守りをするのが大変やとか、いろいろな苦労されているというような声も聞いてますし。</p> <p>学校のほうも色んな教育のカリキュラムがある中で、田んぼの体験に時</p>

	<p>間を割くという、なかなか取れないという、それぞれの事情があるみたいなんですけれども。</p> <p>島本のこの身近な環境で、農業が出来るというのは、それは町のある種、資源かなとは思いますが。その辺、町のために、一肌脱ぐでという農業者の方がもしいらっしゃったら、どの地区でも結構ですので、まずうちに言っていただいたら、教育委員会の方にこういう農業者さんの方がいらっしゃるということで、つなぐことは全然させていただきますので、またよろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>もう一個追加で、情報を。</p> <p>1件補足でして、大阪青凌中学校で今回、タケノコ掘りの体験ということで行っておりまして、もともとの経緯としては農業体験ということで、田んぼのほうに入ってという話が、もともと青凌中学校のほうからオファーはあったのですけれども。</p> <p>先ほど話があったように、やっぱり農家さんの手がどうしても取られてしまうということで、どうしても時間もかかりますし、人手もないということで、要はほかの手段ということで、青凌中学校さんの敷地内に竹林がありまして、そちらのほうで一回タケノコ掘りをしてみましようということで、今回はタケノコ掘りなのですけれども。</p> <p>今後の展望としては、そこから竹細工の作成であったりとか、竹の肥料を作成して、もちろん肥料の散布とかも行うということで、生徒さんが本当に、竹をそのままずっと循環させていくというのを体験できるということを目指しているということでしたので、もちろん畑や田んぼというところは、まずは行きますけれども、もし竹林等でそういった場所を提供できるよというのがありましたら、またそちらも選択肢に入れていただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしく願いいたします。ほかはございませんか。</p> <p>それでは、特にないようございまして、ここで議長を解任させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>最後に、12月3日、農林業祭がございますので、よろしくご協力をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

<b>事務局</b>	それでは、以上をもちまして、第7回島本町農業委員会を閉会いたします。 本日は、お忙しいところありがとうございました。お疲れさまでした。
------------	--